

質問内容	回答
【概要】	
1 割引額等について詳しく教えてください。	<p>割引額等の内容は次のとおりです。 1人1泊あたり (日帰り旅行は1人あたり) 【割引率】 旅行代金の40% 【宿泊旅行】 割引上限額・・・交通付きの宿泊8,000円 宿泊のみ・・・5,000円 対象となる旅行の下限額・・・平日：5,000円 休日：2,000円 【日帰り旅行】 割引上限額・・・5,000円 対象となる旅行の下限額・・・平日：5,000円 休日：2,000円 【地域限定クーポンの付与】・・・平日：3,000円 休日：1,000円 割引額の算出等に関する詳細は、全国旅行支援統一窓口が定める算出方法をご確認ください。</p>
2 旅行代金は税込みでの計算ですか。	税込みでの計算となります。
3 日帰り旅行商品を販売する場合、事前に事務局へ申請が必要ですか。	<p>日帰り旅行商品の割引適用は事前申請が必要となります。申請内容に基づき、事務局から地域限定クーポンの必要枚数を送付いたします。 ※申請期限：出発日の7営業日前まで ※地域限定クーポンの送付申請が間に合わない場合は、地域限定クーポンの配付をせずに旅行代金割引のみでお客様へご案内ください。</p>
4 飲み放題付プランを追加設定した場合、割引はどのように適用されますか。	<p>飲み放題等を除いた、直接宿泊に係る代金に適用となります。 例：「1泊2食付き8,000円+飲み放題2,500円=10,500円」の宿泊プランの場合、「1泊2食付き8,000円」部分のみが対象となります。</p>
5 新型コロナウイルスの感染状況により事業を中断、終了するとあるが、分かる範囲で具体的に教えてください。	<p>本県が「緊急事態措置区域」となった場合などは支援の対象外となります。また、感染状況の急速な悪化等の理由により本事業を実施することが適切でないと栃木県が判断した場合は中断、終了させていただきます。その場合は決定次第、ホームページ等でお知らせいたします。</p>
6 割引の対象となる旅行期間・宿泊期間を教えてください。	2022年10月11日(火)から2022年12月20日(火) (12月21日(水)チェックアウト分)まで2022年12月27日(火) (12月28日(水)チェックアウト分)までとなります。
7 割引対象商品の販売期間を教えてください。	2022年10月11日(火)から2022年12月20日(火)まで2022年12月27日(火)までとなります。 ※販売方法や販売会社等により異なります。 ※宿泊施設への直接予約は、STAYNAVIに登録された栃木県内の宿泊施設が対象となります。
8 対象となる地域はどこですか。	原則、日本国内すべてが対象となります。一部の都道府県では未実施の可能性もありますので、お客様の旅行先の都道府県にご確認ください。
9 お客様が全国旅行支援(いちご一会とちぎ旅)の開始前(2022年10月10日(月)以前)に開始後(2022年10月11日(火)以降)の宿泊予約をされた場合、割引の対象となりますか。	<p>2022年10月10日(月)以前に予約されている旅行は、2022年10月11日(火)以降、お客様のお申込み先に応じた手続により、割引支援の対象とすることが可能です。 ・旅行会社からの予約 お手続き方法はお客様がお申し込みされた旅行会社に御確認ください。 ・OTAからの予約 お手続き方法はお客様がお申し込みされたOTAに御確認ください。 ・宿泊施設への直接予約 お客様がSTAYNAVIに登録し、STAYNAVI割引クーポンを取得することで割引を適用させることが可能です。なお、宿泊施設でSTAYNAVIの代理入力することも可能です。</p>
10 お客様が全国旅行支援(いちご一会とちぎ旅)の延長手続開始前(2022年12月1日(木)以前)に延長後(2022年12月21日(水)以降)の宿泊予約をされた場合、割引の対象となりますか。	<p>2022年12月1日(木)以前に予約されている旅行は、2022年12月1日(木)以降、お客様のお申込み先に応じた手続により、割引支援の対象とすることが可能です。 ・旅行会社からの予約 お手続き方法はお客様がお申し込みされた旅行会社に御確認ください。 ・OTAからの予約 お手続き方法はお客様がお申し込みされたOTAに御確認ください。 ・宿泊施設への直接予約 お客様がSTAYNAVIに登録し、STAYNAVI割引クーポンを取得することで割引を適用させることが可能です。なお、宿泊施設でSTAYNAVIの代理入力することも可能です。</p>
11 複数の都道府県を旅程に含む場合、双方の事業を適用することは可能ですか。	<p>重複しての適用はできません。旅行行程が主たる県の制度を適用してください。 1泊2日の旅行で宿泊場所がA県にある場合にA県の事業を適用します。なお、一つの旅行商品の中で宿泊場所が2つの県に跨る場合については、どちらの制度を適用しても問題はありませんが同一日の重複はできません。また、いちご一会とちぎ旅の割引は栃木県外の宿泊には適用できません。日帰り旅行の場合は、主な旅行先がどちらになるかを基準にしてください。</p>
12 栃木県内居住者に対し、「いちご一会とちぎ旅」の割引を適用して栃木県外宿泊の旅行を手配することはできますか。	<p>適用できません。 「いちご一会とちぎ旅」の割引を適用するには栃木県内の宿泊であることが前提となります。</p>
【本人確認及び居住地確認】	
13 本人確認及び居住地確認はどのように行いますか。	<p>予約の受付をする旅行会社にて身分証明書等(運転免許証や健康保険証など)により確認します。なお、宿泊施設でもチェックイン時に宿泊割引適用者全員の本人確認を行いますので、当日は身分証明書等の準備をお願いしてください。 ※修学旅行団体の場合はこの限りではありません。</p>
【ワクチン接種歴の確認について】	
14 ワクチン接種歴、検査結果通知書は原本の提示が必要ですか。	<p>原本以外にも、原本を撮影した画像や写し(コピー)、アプリの画面等での提示も可能です。ただし、本人のものに限ります。そのために本人確認ができる身分証明書等の提示も併せて必要となります。宿泊施設においてチェックイン時にも確認しますので、旅行当日は必ずご持参するようお知らせください。</p>

	質問内容	回答
15	ワクチン接種歴の提示に携帯アプリでもよいですか。	国の新型コロナワクチン接種証明書アプリや「ぐんまワクチン手帳（アプリ）」等での提示で確認可能です。
16	確認書類の持参忘れ（提示できない）の場合、後日の提示で認められますか。	後日の提示では認められません。
17	ワクチン接種歴の証明を必要としない場合はありますか。	同居する親等の監護者が同伴する場合、12歳未満のお子様は検査不要です。また、学校等の活動（修学旅行等の学校行事）に係る利用者は要件としません。
18	ワクチン接種歴の証明の確認書類（利用者の署名）等のコピーを提出する必要はありますか。	確認は目視のみで結構です。
19	検査費用は割引対象とすることができますか。	旅行・宿泊商品に含まれない検査費用については、割引の対象とはなりません。旅行・宿泊商品に含まれる検査費用（例：PCR検査付きツアー）については、割引の対象とすることが可能です。
20	ワクチン接種歴の証明による割引条件を満たさない場合とは具体的にどのようなことですか。	下記のケースが想定されます。いずれの場合も割引適用外となります。通常料金を収受してください。 ・検査結果が陽性 ・判定結果が「判定不能」であった場合 ・確認書類の持参忘れ（提示できない） ・ワクチン3回目接種を終えていない ・検査結果通知書の有効期限が切れている（PCR検査等は検体採取日+3日、抗原定性検査は検体採取日+1日が有効期限）
21	お客様の検査結果が陽性になった場合、どのようにしたら良いですか。	最寄りの医療機関又は「受診・ワクチン相談センター」を紹介するなど、必ず受診を促してください。
22	お客様には同居する12歳未満の子どもがおりますが、同行する両親のうち片親だけ割引対象とならない場合（例：ワクチン未接種かつ検査未受検等）でも子どもは割引対象となりますか。	割引対象となりません。同居する親等の監護者が同伴する12歳未満の利用者は検査不要ですが、 <u>同行する同居家族全員が割引対象であることが条件となります。</u>
23	本事業における「ワクチン・検査パッケージ」の取扱いはどのようになっていますか。	本事業で取り扱う「ワクチン・検査パッケージの運用」については、国の規程に準じ、「ワクチンを3回以上接種済であること又は抗原定性検査等による陰性証明（検査結果）の確認」が必要になります。
<b>【地域限定クーポン】</b>		
24	全国旅行支援事業は日本国内居住者が対象となるが、地域限定クーポン券の利用範囲も全国に広がるのですか。	地域限定クーポン券の利用範囲は栃木県内の地域限定クーポン取扱店のみとなります。
25	宿泊を伴う旅行の場合、お客様は地域限定クーポンをどこで受け取れますか。	宿泊を伴う旅行の場合、宿泊施設にてチェックイン時にお客様へお渡しさせていただきます。
26	日帰り旅行の場合、お客様は地域限定クーポンをどこで受け取れますか。	日帰り旅行当日の集合時に、旅行会社様の添乗員等からお渡しいただくようお願いいたします。 ※前もって旅行会社様へ地域限定クーポンを送付いたします。
27	地域限定クーポンの枚数を間違ってお客様へ渡してしまった場合、どうしたらよいですか。	多く渡してしまった場合はお客様からの回収を、少なく渡していた場合は追加でのお渡しをお願いします。
28	地域限定クーポンの旅行開始日及び旅行終了日を誤って記入してしまった場合、どうしたらよいですか。	当該地域限定クーポンは無効となります。書き直してお客様に渡すことのないようお願いいたします。新たな地域限定クーポンに正しい日付を記入の上、お客様にお渡しください。
29	汚損・誤記入した地域限定クーポンの取扱方法を教えてください。	事業終了まで、一旦旅行会社様で保管してください。汚損・誤記入した地域限定クーポンの券番を控える必要はありませんが、間違ってお客様にお渡しすることのないようお願いいたします。当該地域限定クーポンや事業終了後に余った地域限定クーポンの事務局への返送方法等に関しては改めてご案内させていただきます。
30	地域限定クーポンを紛失してしまった場合、どうしたらよいですか。	事務局へご連絡ください。
31	地域限定クーポンが足りなくなった場合、どうすればよいですか。	【様式第6号】地域限定クーポン配送申請書・受領確認書を記入の上、事務局宛て送付してください。なお、送付をいただいてから到着までに日数を要しますので、在庫状況を見ながら早めにご連絡いただくようお願いいたします。 ※日帰り旅行の場合は、旅行実施日の7営業日前までの事前申請が必要です。
32	地域限定クーポンはどこで使えますか。	栃木県内の地域限定クーポン取扱店でご使用いただけます。取扱店の一覧は本ホームページからご確認いただけます。 <a href="https://www.tochigitabi.net/">https://www.tochigitabi.net/</a>
<b>【修学旅行・団体旅行・日帰り旅行】</b>		
33	修学旅行は対象になるとのことですが、事前申請は必要ですか。	事前申請は不要です。
<b>【精算手続き】</b>		
34	精算書類の提出先、提出方法はどのようになりますか。	全国旅行支援統一窓口の規程をご確認ください。
35	精算書類の提出期限、振込時期はいつですか。	全国旅行支援統一窓口の規程をご確認ください。